11/7 赤旗

寺田総務相 日々釈明

政治資金所管

妻に事務所賃料支払い
故人名で報告と宣誓書
別団体領収書に本人名
代表者「代表ではない」

「政治とカネ」をめぐって、関係政治団体における疑惑が次々と明るみに出る寺田稔総務相。「政治活動の公明と公正を確保」するための政治資金規正法を所管する立場の大臣が「政治資金」疑惑の釈明に追われる異常事態に、辞任を求める声が日々強まっています。統一協会問題で山際大志郎前経済再生相が辞任に追い込まれた問題に続き、岸田文雄首相の任命責任が問われます。

身内に還流か

最初に発覚したのは、寺田氏の政治団体「自民党広島県第5選挙区支部」と「寺田稔県後援会」が事務所を置くビルの「賃料」問題。ビルの一部を所有する自身の妻に対し、2012～21年の10年間で2688万円が支払われています。

答弁する寺田稔総務相＝10月31日、衆院倫選特委

野党は寺田氏の妻の納税証明書類を提出するよう求めましたが、寺田氏は「個人情報が含まれ、公開が適当でない」と拒否。公認会計士・税理士が作成した納税の「確認書」なるものしか提出せず、政治資金を身内に還流させる「ファミリービジネスではないか」と批判を浴びました。

さらに、関係政治団体「寺田稔竹原後援会」が、収支報告書と「宣誓書」を、既に亡くなって存在しない人物の名で提出していた問題が発覚。19、20年の収支報告書の会計責任者と、その報告書が真実であると宣誓する「宣誓書」の署名・押印までもが故人名でなされていました。寺田氏は野党の追及を受け、10月26日に政治資金規正法の罰則対象にあたると認めましたが、翌日には「罰則の対象になっていない」と答弁を修正するなど迷走ぶりが露見しました。

資格無し 辞任求める声強く

違反を認める

日本共産党の塩川鉄也衆院議員が、届出事項に異動があれば7日以内に届け出なければならないとする政治資金規正法を挙げ、「3年間も訂正していない。規定に反することは明らかだ」（10月31日、倫理選挙特別委員会）と迫ると、寺田氏は「規定には反している」と認めざるを得ませんでした。

寺田氏は再三にわたって、同後援会は寺田事務所とは「全くの別団体」「独立した政治団体」だと関与を否定してきましたが、同後援会の収支報告書には、後援会名義ではなく「寺田稔」名義の領収書が14枚含まれていたことが判明。日本共産党の伊藤岳参院議員に事実関係を問われた寺田氏は「私の名前のものもあるのも事実」（1日、総務委員会）と認めました。寺田事務所と同後援会は事実上、一体のものとして運営されてきたことを裏付けるものです。

さらに同後援会の代表者として報告書に記載されている90代の男性が、共同通信の取材に「代表ではない。後援会には5年くらい全く出入りしていない」と答えるなど、新たな疑惑も浮上しています。自分の宛名で領収書を切られる政治団体の収支報告書で、会計責任者が故人で、代表者もでたらめとなれば、政治資金を所管する総務相の資格はないと言わざるを得ません。

（鎌田聡）